

令和5年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会 議事録

【大島生活衛生課長】

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会の事務局を担当しております、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長の小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、神奈川県健康医療局生活衛生部長の小笠原から一言ごあいさつを申し上げます。

【小笠原生活衛生部長】

皆様こんにちは。生活衛生部長の小笠原でございます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ご案内の通り、一般公衆浴場、いわゆる銭湯でございますが、県民の皆様に入浴の機会を提供し、地域の公衆衛生の向上に寄与していただくと同時に、住民の皆様の交流の場、或いはご家族の触れ合いの場としての役割を担っていただいていると認識をしております。

他方、銭湯の経営につきましては様々な物の値段が値上がりしている中で、営業に不可欠な燃料費などが高騰し、経営状況は大変厳しいといった声もいただいているところでございます。

この経営を支える入浴料金につきましては、本県では昨年の9月に、490円から500円に値上げをしたところでございますが、全国的に見ますと今年度にかけて、値上げされているところが出ていると聞いております。

こうした状況の中、本日の会議におきましては県内の直近の実態調査の結果などを説明させていただき、本県の入浴料金についてご協議いただきたいと考えております。

どうぞ忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【大島生活衛生課長】

本年度委員の改選がございましたので、僭越ではございますが、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。

私から向かって右側の方から、お座りのお席の順にご紹介いたします。

神奈川県消費者団体連絡会幹事の清水百合子委員でございます。

神奈川県地域婦人団体連絡協議会理事の鎌田初子委員でございます。

神奈川県議会議員の大山奈々子委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の阿部将太郎委員でございます。阿部委員におかれましては、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱第5条の規定に基づき、神奈川県議会議員の松川正二郎委員から委任されましたことを申し添えておきます。

続きまして、同じく、神奈川県議会議員の永田磨梨奈委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の杉山信雄委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の梅沢裕之委員でございます。

横浜市立大学国際マネジメント研究科教授の張櫻馨委員でございます。

弁護士の田中誠委員でございます。

神奈川県議会議員の松本清委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の市川よし子委員でございます。

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の安田信篤委員でございます。

横浜市医療局健康安全部監視等担当部長の市川英毅委員でございます。

川崎市健康福祉局保健所副所長の吉岩宏樹委員でございます。

なお、神奈川県民生委員児童委員協議会副会長の白井幸江委員、及び神奈川県公衆浴場生活衛生同業組合副理事長の森田守委員につきましては、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。

任期は令和7年5月31日までとなっております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本協議会の趣旨につきまして、私から簡単に説明させていただきます。

公衆浴場の入浴料金は、昭和21年に施行された物価統制令に基づき、知事がある上限を決めることとされていますが、その決定に当たっては適正を期す趣旨から、昭和38年の厚生省環境衛生局長通知により、学識経験者、利用者代表、営業者代表の方々と構成する協議会等を設置して、あらかじめ、十分に意見を聞くこととされています。

本協議会は、このような趣旨により委員の皆様のご意見をお聞きする場として、開催させていただくものでございます。

本日取りまとめられた意見を受けまして、後日、知事が料金を改訂する決定をした場合は、最高統制額を指定し、告示を行うこととなっております。

次に、協議会の開催にあたり、本日の出欠状況を報告いたします。本日の協議会は委員16名中14名のご出席をいただいておりますので、設置要綱第6条の規定に基づき、本協議会は有効に成立しております。

続きまして、会長、副会長の選出についてでございます。

協議会資料29ページの本協議会設置要綱をお開きください。

第3条に協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する、と規定されております。

会長、副会長の選出につきまして、ご意見はございますでしょうか。

【安田委員】

会長につきましては、大学教授でいらっしゃいます張委員でいかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【大島生活衛生課長】

それでは、本協議会の会長は張委員にお願いすることといたします。続きまして、副会長の選出をお願いします。

【張会長】

はい。田中委員にお願いできればと思います。

【大島生活衛生課長】

ただいま張委員より、田中委員に副会長をお願いしてはどうかとの意見が出されましたが、いかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【大島生活衛生課長】

それでは、本協議会の副会長は田中委員にお願いすることといたします。張委員、田中委員、どうぞ会長席、副会長席へお移りください。

ここからの進行につきましては、張会長にお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

【張会長】

会長を務めさせていただきます、張です。委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

まずはじめに、本日は傍聴人がいらっしゃるようですので、会議の公開についてお諮りいたします。当協議会は、従来どおり会議を公開としてよいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【張会長】

ありがとうございます。それでは傍聴人を入室させてください。申し上げます。

傍聴される方に申し上げます。会議の円滑な運営を図るため必要に応じて、指示をする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

次に本日の協議会の会議録の公開方法につきましてお諮りしたいのですが、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（環境衛生 GL）】

神奈川県生活衛生課の石岡と申します。

それでは説明させていただきます。本県の基本的な考え方として、会議録は発言者や発言内容を省略せずに公開することとなっておりますので、本日の会議録については、発言者名及び発言内容を省略せずに、県のホームページで公開したいと考えております。

なお、発言内容につきましては、ホームページに掲載するにあたり、内容は変更せず、文末等の表現などについて、一部修正を行うことがありますので、ご了承ください。

【張会長】

ただいま事務局より説明がありましたが、本日の会議について発言者や発言内容を省略せずに、会議録を県のホームページで公開することとしてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【張会長】

ありがとうございます。それでは、そのようにご対応願います。

これより、令和5年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を開会いたします。限られた時間ですので、議事進行にご協力をお願いします。

それでは、議題（1）の神奈川県公衆浴場入浴料金の統制額についてご協議いただきたいと思えます。

まず、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合から本協議会の開催要望書が提出されておりますので、事務局からそのポイントを説明してください。

【事務局】

はい。神奈川県生活衛生課の関根と申します。ただいま張会長からお話がありました開催要望書の要点についてご説明させていただきます。

本日お配りした資料の1ページをご覧ください。

この要望書では、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少は回復しておらず、原油価格等の物価高騰や人件費の高騰により、経営努力だけでは限界に達していることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めているとのことでございます。

つきましては、今年度の公衆浴場入浴料金等協議会の開催を要望するにあたり、入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとする諸問題についてもご討議いただきたいとの趣旨でございます。

【張会長】

これに関しまして、神奈川県公衆浴場組合の方から、補足で説明しておくことがありましたらお願いします。

【安田委員】

まず初めに毎年 7 月に開催されておりました入浴料金等協議会を、遅らせて開催させていただきましたことに関して、御礼申し上げます。

遅らせていただいた理由としましては、7 月の開催では、前期と同様に後期も燃料や光熱費の支援が保障されるかどうか、また、物価の上昇が、どの程度のものなのか不透明だったからでございます。

ただ、今月に入り、重点支援地方交付金の追加が決定し、推奨事業メニューのうち事業者向けのメニューとしては、医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する、物価高騰対策支援となっております。

これで、後期も前期と同様に、支援していただけると確信しております。

ただ、物価の上昇に関しましては、大半のものが値上がりしており、料金改定は、やむを得ないとなっております。以上です。

【張会長】

続きまして、事務局から資料に基づき、統制額に関する説明をお願いします。

【事務局】

引き続き、生活衛生課の関根から説明させていただきたいと思います。

お手元の資料の 3 ページをご覧ください。

令和 4 年公衆浴場経営実態調査、及び入浴料金原価計算書についてご説明させていただきます。

(1) の「令和 4 年公衆浴場経営実態調査の概要」でございますが、昭和 38 年の厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しているものです。

今年も 4 月に、中小企業診断士に委託して、県下 25 の公衆浴場について実態調査を行いました。

その調査結果に基づき、(2) の「入浴料金原価計算書」の「令和 4 年実績」欄に 1 施設におけるひと月あたりの平均額を記載しております。

令和 4 年実績の最下欄に過不足額を記載しておりますが、これは、厚生労働省から示されている、公共料金の算出方法であります総括原価方式によって算出しており、収入合計が 1,410,983 円、支出合計が 1,573,694 円したので、月額平均 162,711 円の不足となっております。

続きまして、右隣の「令和5年推計」は、令和4年の実績を基礎に、いくつかの変動要素を加味して推計したものでございます。

まず、令和5年の収入の推計からご説明します。1の入浴料金収入は令和4年と同額としました。

2の付帯事業収入は、牛乳などの飲物やシャンプーなどの関連物品の販売収入で、3の営業外収入は、家賃や駐車場収入、コインランドリー、マッサージ器使用料などです。

付帯事業収入、営業外収入のいずれも、令和5年の推計額は令和4年の実績額と同額としました。

4の補助金につきましては、県・市を併せた本年度補助金予算額を前年度予算額と比較して得た割合である95.8%を適用し、令和5年の推計額としました。

以上のことから、令和5年の収入合計額を月額平均1,405,328円と推計しました。

次に令和5年の経費の推計についてご説明します。

5の人件費の推計ですが、令和5年度政府経済見通しの主要経済指標から「雇用者報酬」の増減率である3.0%増を適用し、令和5年の推計額としました。

次に7の燃料費ですが、指標として、原油及び天然ガスの値動きを参考としております。

次の5ページをご覧ください。

この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移になります。

原油価格について、左から4列目の円に換算した原油円価を見ますと、令和4年6月の原油円価を100とした場合、令和5年6月の価格指数は、75.1%となっております。

また、天然ガスにおいては、令和4年6月の円換算による天然ガス価格を100とした場合、令和5年6月の価格指数は、86.0%となります。

5ページの下の方にありますように、実態調査の結果、1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、66.9%となっております。

令和5年の燃料費の推定係数を求めるに当たっては、先ほど説明した原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、その結果、令和5年の推定燃料費は、昨年価格の82.4%と算出しました。

なお、補足ではありますが、令和4年6月の原油円価及び円換算による天然ガス価格をそれぞれ100とした場合、令和3年6月の原油円価の価格指数は71.1%、令和3年6月の円換算による天然ガス価格指数は59.1%です。

次に、3ページにお戻りいただきまして、8の光熱費、9の備品消耗品費、14の修繕費、21の雑費ですが、令和5年政府経済見通しの「消費者物価」の予測値1.7%を適用し、令和5年の推計額としました。

10の旅費交通費、11の会費及び交際費、12の保険料、13の賃借料、15の厚生費から20の特別損失まで、それと資本報酬については令和4年の実績額と同額を計上しております。

なお、資本報酬とは、国の通知により、自己資本の10%、個人経営にあつては、10万円を一律に計上することとされております。

これら推計に基づき、令和5年月額平均の収入合計から支出合計を差し引いたところ157,587円の赤字となる計算になります。

なお、7ページの「参考(2) 公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際」は、燃料にガスを使っている組合員の中から調査にご協力をいただける3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果となります。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらは、「公衆浴場入浴料金算出方法」でございいます。

(1)の令和5年推計不足額は、先ほど説明しましたとおり、157,587円でございます。

(2)は、(1)の推計不足額を解消するための、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものとなります。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですので、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定したところ、1営業日あたり6,061円の収入額の増加が必要であることとなります。

(3)は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数でございます。

より実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である892,210円(B)と、令和5年4月1日から7日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入(A)との比率から、1日あたりの入浴者数を大人が68.1、中人が1.1人、小人0.6人と推計しました。

次に11ページをご覧ください。「入浴料金改定額」の試算表になります。

簡単に説明いたしますと、左側から現行料金、改定案①、改定案②、改定案③、参考として収支均衡させるための改定を記載し、それぞれの1営業日ごとの入浴料金収入の合計額、料金改定による収支改善額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に予想される効果と問題点をそれぞれ記載しております。

なお、入浴者数は、先ほど説明いたしました推計の入浴者数を採用しております。

改定案①は大人料金を10円引き上げるものです。この場合、1日あたり681円の収入増加となりますが、不足額をまかなうまでには至りません。値上げ率は2.0%となります。

改定案②は、大人料金を20円引き上げるものです。この場合、1日あたり1,362円の収入増加となり、改定案①よりは増収が見込めますが、不足額を全額まかなうまでには至りません。値上げ率は4.0%となります。

改定案③は、大人料金を30円引き上げるものです。この場合、1日あたり2,043円の収入増加となり、改定案②よりは増収が見込めますが、不足額を全額まかなうまでには至りません。値上げ率は6.0%となります。

最後は収支均衡させるための改定で、大人料金を90円引き上げるものです。この場合、1日あたり6,129円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、値上げ率は約18.0%となります。

なお、予想される効果及び問題点等については、資料記載のとおりでございます。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは、令和5年4月1日から7日までの一週間、公衆浴場のご協力をいただき、入浴者数の詳細な調査を実施したものでございます。

15 ページにおいて、その内訳をわかりやすくグラフに示しました。この結果によりますと、男女別では、男性客が70.5%、女性客が29.5%。国籍別では、日本人が99.6%、また、固定・新規別では、固定客が75.8%、一見客が24.2%となっております。

17 ページをご覧ください。

こちらは、県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものとなります。

最下欄の計をご覧くださいますと、令和5年4月1日現在の施設数は120軒で、昨年同期と比べると5軒が廃業しております。

19 ページをご覧ください。

本県における公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移を一覧にしたものとなります。

現在の入浴料金は、令和4年9月に、大人にあっては500円に改定し、また、中人にあっては200円、小人にあっては100円で、平成26年9月に改定されたものです。

なお、国では、5年ごとに「住宅土地統計調査」を実施しており、その中で自家風呂の有無が調査されてきましたが、平成25年の調査から、自家風呂の有無が調査項目から外され、現在に至っております。そのため、お風呂のない世帯についての最新のデータは平成20年調査結果の1.0%となっており、現在では、1%を大きく下回っている可能性が高いと考えられます。

21 ページをご覧ください。

「県内の公衆浴場の廃業状況」でございます。

廃業理由について、1施設で複数の理由を挙げている場合があるため、このページにおいては、延べ軒数を表示しております。

上段の表は、平成30年度から令和4年度の過去5年間の理由別・廃業状況でございます。

営業不振による廃業が7件、後継者難によるものが8件、建物の老朽化によるものが12件、病気や立退き等によるものが16件となっております。

下段の表は、令和4年度の「理由別、市別の廃業状況」でございます。

令和4年度における市別の廃業軒数でございます。理由別の延廃業件数では、営業不振が1件、建物老朽化が4件、その他病気や立ち退き等の理由が1件となっております。

23 ページをご覧ください。

「全国の公衆浴場入浴料金の一覧表」でございます。調査時点で東京都及び大阪府が、全国で最も高い金額で520円となっております。神奈川県は、岐阜県、愛知県と並び3番目に高い金額となっております。

25 ページから27 ページは、県・市の公衆浴場対策事業の内容でございます。

内容は、資料に記載のとおりでございます。

【張会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から、入浴料金原価計算書及び入浴料金改定案資料の説明がありましたが、入浴料金の改定について協議して参りたいと思います。それでは、営業者代表、利用者代表、学識経験者の委員の方から順次、ご意見をいただきたいと思いません。

まず業者代表委員で、ご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【安田委員】

今年に入りまして、料金に関しましては、継続審議を続けて参りました。

神奈川県では横浜、川崎、湘南と3連合で成り立っておりますが、9月22日の理事会において、各連合の入浴料金の希望を聞いたところ、横浜では、大人540円、中人、小人は据え置き、川崎では、大人が530円、中人、小人は据え置き、湘南では520円、中人、小人は据え置きと割れました。

どこの県でも同じかと思いますが、店舗によって非常に格差が生じております。

1ヶ月間の検討の結果、神奈川県は、大人30円引き上げの530円、中人、小人は据え置きと希望したいと思えます。以上です。

【張会長】

次に、利用者代表委員でご意見ある方、ご発言をお願いいたします。

【清水委員】

非常に基本的なところですが、今も格差がそれぞれ、その施設によって格差があるということでしたが、基本的にこの統制額を決めていくということ、もう昭和21年と先ほどおっしゃったと思いますが、これを自由にしようという意見は、今までなかったのでしょうか。

もちろん、その法律を改定しなくてはいけないということはあるけれども、例えば知事会とかで、これは統制としてどうなのかということは、今まで出てこなかったのでしょうか。そこは非常に利用者としては自由競争でいいのではないかなという部分もあるので、お尋ねしたいと思います。

【大島生活衛生課長】

承知している範囲では、そういった議論はされているということは承知していません。

今こちらで審議いただいております、一般公衆浴場以外の公衆浴場ということでは、最近、いわゆるスーパー銭湯のようなものを多く見られるようになっております。

そちらについては、まさに自由な料金設定です。いわゆる一般公衆浴場につきましては、やはり公衆衛生の水準の確保という社会貢献という側面が、法律制定時からあり、今現在も

先ほども説明がありましたように、ほとんどの家庭でお風呂が普及してきたということもあるので、当初とは大分状況が変わっているにしても、やはりまだ必要としている方がいらっしゃるという意味では、一定の料金設定もしていく必要があるという国の考え方がありますので、今もなくした方がいいのではないかという議論が公的にされてるかどうかということは、事務局が承知している範囲ではないというような状況でございます。

【清水委員】

そうしますとやっぱり統制額を決めていくという必要性があるのかもしれませんが、先ほどもお風呂のない世帯というのも申し上げたのですけども、お風呂のない世帯は推計でやっぱり4万世帯ぐらいある。

こういう方たちが例えば毎日ではないにしても、家族4人とかいらっしゃるところが、この金額でお風呂に行くということは、かなり厳しいかなというふうに見受けられるところがあります。そうするとやはり、県で決めるというよりは、例えば市とか町村で決めるという方が、私たち消費者としては、いいのかなという気はいたします。

というのは、やはり補助的なものを身近にできるということがあるのかなと思いますので、例えば、そういう世帯で申し込みがあった方たちには、多少利用券とかそういう形で補助をすとか、そういうことが考えられるのではないかという様に思います。

こちらが、私のちょっとした意見でございますから、県としてこう決めていくというのは、すぐにはなかなか改定というかそういうふうにはならないだろうとは思いますが、今の消費者としては、その方が来るのではないかなと思っておりましたので、発言させていただきました。

【張会長】

私の記憶が間違っていると大変申し訳ないのですが、この物価統制令というものは、国会で決めることですね。やはり自由競争にしたいのであれば、まず国会で法律を変えないと、県としてはできることは少ないですね。ということが1つと、経営が苦しいということも一方でありますので、530円に上げたとしてもまだ不足ですね。

そうすると、誰かが、その赤字を負担しないといけないということで、料金の値上げをして、実際に行く人に負担してもらるか、税金で施設の維持をするかということになります。税金、補助金をさらに上げるという、バランスの問題になってきますので、なかなか難しいのですが、やはり税金をさらに増やすことになると、行ってない人にも国民全体への負担になりますので、それも公平性とか考えたら、議論が出てくるのかなと思っております。

いかがでしょうか。

【安田委員】

はい。その通りだと思います。

【張会長】

利用者の方は、以上でよろしいでしょうか。
順次、次の方にまわしてよろしいでしょうか。

【鎌田委員】

婦人会という立場ですが、私もこの会に出てきて、経営者の方たちと、利用する方なのですけど現実がすごく、去年のときわかりました。10円上げるといことがどのぐらい大変なことかということが、昨年度のこの会議でわかりました。

神奈川県各公衆浴場があるところとないところの数字が出てます。私どものところは、西部の方ですが何もありませんよ。

そうしますと、近くにスーパー銭湯とか、そういうのもあって、利用する方が、800円とか1000円とか、お金を出されていて、やはり、社会全体も変わってきた中で、昔は、お風呂がなくても、お隣があると「うちに入りにおいで」というように人との触れ合いとか、そういう繋がりというのがすごくあったので、お風呂がなくとも、こんな今の時代みたいに困っていませんでしたね。

皆さん、隣近所、何軒先でも「お風呂ね」と言ってもらえたりとか、そういうところではやはり、社会がすごく変わってきた中で、人の思いも変わってきたなっていうところもしっかりと見極めていくことが必要で、この基本的な部分では、その人の営みとなる部分も、その最低限の部分の、健康とか衛生とかそういうものの維持ということが一番のものですから、やはり困難な方にも、そういうケアというものは、行き渡らなければならないのかなと思うところです。

しかし、やはり経営する方の苦しさとかもあるのですが、私どもが全くそういうものがない世界で生きてきたものですから、やはり、平等に皆さんが、自分のこととして真剣に考える場面というのがあってもいいのかなと思うところです。

私が昨年、この会議を終えて戻ったときに、関係の団体の中で話しをしたところ、やはり皆さんもびっくりしていました。自分のことと思っただけのことから。

10円上げることでもそうですが、やはりその辺のところは国会を動かさなきゃいけないのでしょけれど、どこまでやらないと、今残って頑張っている方たちの公衆浴場がなくなると、もっともっと大変なことになると思います。人間の営みがどんどん最低なところに落ちていってしまうかなっていう心配はしています。

すいません。煩雑で、感想みたいなことですが、ありがとうございます。

【張会長】

ありがとうございます。
続きまして、学識経験者でご意見ある方、どうぞお願いします。

【梅沢委員】

事業者さんにお伺いしたいのですけれども、今回は530円と30円の値上げ希望ということをお話いただきましたが、経営として不足金を補うということは、値上げがもう仕方がないことなのかなという話かと思います。

もちろん使う方の気持ちもあると思うのですけれども、経営者側として、値上げすることによってどのくらい利用者が減るのか、という懸念がある上での決断だと思います。

おそらく想像ですけど、喧々諤々の議論があったのだと思うのですけれども、その辺の議論についてお伺いしたい。

【安田委員】

ちょっと終わった話ですけども、先ほどもあったように、店舗によって大分格差が大きいです。

いろいろな設備を持つところとすると、お客様もついています。

しかしながら、高齢者のご夫婦がやられているところで、ちょっと借入もきついと、ましてや銀行の方も、貸せないという状態になっているところもたくさんあります。

やはり、設備を整えようとするところは、「540から550だよ。それぐらいがないとやっていけないよ」という意見もございます。

しかしながら先ほど言いました、2人で働いているところは、「もう今のままでいいよ。そうじゃないとお客さんが減っちゃうよ。」とそういうところもございます。

そのため、全部の店の中で平均的にこれにしてやろうよっていう神奈川県一本の料金になりましたけれども、このような格差を考えると、今後、どのようにしていったらいいかということ、ひとつの課題となっています。

【梅沢委員】

よく一定の方向が出たなと僕は思います。問題になるものは、要はこの利用者さんの75%強が固定客ということですね。

この固定客をどう守るかということ、守るためにはその施設が存在しないといけないという、この2つですね。

それで、燃料費云々って、令和5年は何%と若干減るように見えますけど、3年から4年でとても上がっているわけで、今は、高値を維持ということが現状だと思います。

ですから、もう経営努力では限界があるよということだと思います。これは今に始まったところではないのですけれども、私は公共施設であるという考えに立ってます。

これが文化を作る場だと思っております。

私が以前PTAだった頃は小学校の子供を銭湯に、みんな集合させてということをやったこともあります。そういったコミュニティの場を大切にこれを守らなければいけないとい

う話であると思います。

そのため、やはり、利用者は、本当に負担にはなりますけれども、皆さんの経営努力を見ていると、皆さんがおっしゃる数字でいいのではないかなと思います。

【安田委員】

ありがとうございます。

【杉山委員】

まず、行政側が握っている自家風呂率の普及についてですが、これは銭湯のことを第一に考えてしまいますけれども、今はシャワーだけのところもあります。これも自家風呂の数値に入っているのですか。

【事務局】

はい。こちらの調査ですが、先ほど少しお話させていただいた通り、直近の調査というものがかなり古い数字になりますので、最近のトレンドを反映したものかと言われますと、反映はされていないのかなと考えるところでございます。

【杉山委員】

まずそれが前段でお話があったのですが、今先ほどお話ありましたけれども、昨年490円から、500円になっている。

10円上げるだけでも大変な議論でしたよね。それこそいろんな思いの中で、意見を交わしながら、500円にさせていただきました。

今回は、組合さんの方からは、「530円にしていただけませんか」ということでありますけれども、実際にこうやって今ご説明を受けた中で、これ本当にこの組合さんは、もっと資本主義の世の中なので、もっと稼いでいただきたいと思うところであります。先ほどの自由競争という言葉があったが、その中でも、お風呂屋さんとして果たすべき使命、これを考えたときに、やはり自分たちは、本当に商売厳しいけれども、今回30円上げることによって、先ほど来出ております継続といいますか、日頃使っていただいているお客様、ご利用いただいているお客様に少しでもスペースや安らぎといったものの提供をしていこうというような経営スタイル、これはもう本当に感謝しかありません。

先ほど、隣の家のお風呂を借りた話があったので、私も少しお話をさせていただきます。

昔は、やはりいろんな相談がありました。

その中で、お風呂の煙突高いですね。或いは風呂の煙突から煙が出てくる。

上の方で煙が出るから、下の方に暮らしている住民の方は、決してその煙のにおいなどの異臭が、何も問題なかった。

しかし今では高層マンションになった。その煙突から出る煙が臭い。布団なんか干せないよという話になる。

だから、いろいろな形で、浴場組合の皆様は、それこそ、先ほどの燃料が上がっているようだという中で、薪を燃やすこともなく、若しくは利用を最低最小限にしながら、様々な形で、地域と一緒にあって、浴場施設を提供している。そうしたことを含めて、今回、この590円というのが本当はあるべき姿かもしれませんが、私としては、この組合の提出されている30円アップでしょうか。530円、これが妥当かなと思います。

【大山委員】

私、県内で一番お風呂が廃業になった、横浜市港北区から選出されています。一番と言っても2軒なのですが、毎年毎年この間、経営努力をされていることも側で見ていてよくわかるのですけれども、その中で廃業を余儀なくされている。

利用者としては、先ほど梅沢先生からもありましたが、4分の3が固定客で無くてはならない施設であると。

そういったことを考えたときに、今回値上げやむなしにしてもですね、物価統制令下の業態であるということを考えれば、行政の支援について私はもう少し拡充されないといけないのではないかと考えておまして、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、先ほど原油の高騰の話もありますけれども、この間、神奈川県としては、公衆浴場のための補助金というのは、この物価対策としては出ているのかということと、恒常的な補助については、25ページと26ページ出ておりますが、県内の自治体と本県の両方でこういう制度が出ていると思います。

国というところの日本政策金融公庫なんですね、国が払うという、それこそ国が物価統制令を出しているのですから国が出してほしいと思うところです。

今現在の、国が出している分は、日本政策金融公庫ということで間違いはないでしょうか。

【大島生活衛生課長】

これは融資の関係なので、これが直接補助という形ではございません。

【大山委員】

では、実質国からの補助という形ではないということによろしいでしょうか。

【事務局（生活衛生課団体指導 GL）】

公衆浴場に対する、物価高騰に対応した補助金としましては、国が新型コロナの地方創生臨時交付金を活用しまして、燃料費ですとか電気代の補助としまして、一般公衆浴場に対する燃料費補助という事業を昨年度から行っております。

【大山委員】

それを県が、行っているということによろしいですか。

【事務局（生活衛生課団体指導 GL）】

国の交付金を使って実施しているところです。

【大山委員】

日常的に使っておられる利用者が多いということからいくと、いろんな県内自治体の補助制度を見ますとね、経営安定補助金は川崎市の経営安定補助金でありますとか、ちょっと他県も調べたのですけれど、千葉県などは、入浴料金低めに抑えているなと思ったのですが、経営安定化のための燃料光熱費及び用水費にかかる経費の2分の1の額を補助しておられるということで、この本県の補助対象はその融資と、あと、内装、外装、給水場施設とあるが、これは更新するときだけの補助も大事なんですけども、恒常的に支えるような補助制度を国に求めておられますかということが1つ。

あと、本県がこういった支えを上げていくことも大事かなと思います。その見込みについて、お伺いしたい。

【大島生活衛生課長】

国への要望は、個別には、まだ出してはいません。

【大山委員】

本県の恒常的なものはいかがか。

【事務局（生活衛生課団体指導 GL）】

設備補助を行っているところです。

【大山委員】

それも設備更新の場合の補助ですよ。

【事務局（生活衛生課団体指導 GL）】

いわゆる、リフレッシュと申しますか、更新する際の補助を行っております。

【大山委員】

更新しなくとも利用できるような補助制度の創設を求めたいと思います。

今回の値上げ幅については、組合さんが相談されて出された金額は、最も妥当でないかと思えますけれども、利用者に見てみたら、毎年上がっていくということは、これはダメー

ジが大きいよということがありますので、それで値上げ幅については、ちょっと考える余地があるのかなという感想は持っております。

先ほど、会長が受益者負担のことをおっしゃいましたけども、利用する人には、メリットがあって、その考え方がいろんな施策についているわけですけど、それだと、究極的には自己責任社会になってしまいますので、こういった物価統制令下の業態ということを考えてから、もうちょっと社会の公器として、公が支える部分を充実させていただきたいということ、求めつつ、今回の値上げはやむなしだろうなと思っております。

【市川委員】

私は、杉山委員と一緒にですが、川崎の幸区選出の議員です。川崎市幸区というところでは、公衆浴場がどんどんなくなっていくのを目の当たりにしました。

私の実家が川崎区なのですが、裏がお風呂屋さんでして、しっかり営業されているのですが、先ほどインフラの話になったのですが、これだけは意見として申し上げたいなと思ったので発言させていただきました。

家にお風呂があっても、銭湯に行かれる方、特に高齢者、いわゆるおひとり様といわれる一人暮らしの高齢者の方にとっては、実は銭湯というのは本当に誰かと誰かが触れ合う大事な場所という意味でも私はすごく意味があると思っています。

そして、先ほど梅沢委員からも、守っていかなくちゃいけないのではないかというふうなご意見ありましたけど、私も全く同じことを感じています。

そうした中で、これは県に伺うのは悪いことかもしれませんが、26 ページの資料の中で、非常に残念なのですが、私の地元の川崎市が、固定資産税の減免とかその他の減免がないのですけど。

私は4期目の選定ですけど1期川崎市議会に出ていたのですよ。

自分でやって来いって言われるかもしれませんが、でもこういう県下の中で、いわゆる事業者さんへの支援に関しての減免措置なんかにもばらつきあるということに関して、何とかできないものなのか、また県からも、そういう働きかけとか、もちろん私たちも地元ですから、言っていきますけれども、これは、あまりいい形ではないなと思っています。この状況について県は、どう考えられますか。

【大島生活衛生課長】

税の減免等については、それぞれの自治体での判断ですので、県としての統一した見解を今ここでお答えすることは難しいです。

【市川委員】

そうお答えになるかなと思います。

県の役割は、他の自治体でね、それぞれって言ってもあまりにもばらつきがあるというの

は、やはりそれをちゃんと平準化していくというか、しっかり支援は、皆どこでもやっていただくというのを、県としても、そういう姿勢と申しますか、意識を持っていただきたいなというのがあります。

また、今回、組合の事業者さんが本当に、この数字を出してくれと大変な思いで、出してこられたと思いますし影響だってあるのに、そうしないと多分やっていけないという、本当に苦渋の選択だったのだなというのは、本当にそれを理解するところなのです。

しかしながら、先ほど言ったようにですね、やはり高齢者の方たち、これから一人暮らしになっていきます。こういう人たちへの福祉的な視点というの、私たち議員ももちろん持ちますけれども、少し持っていかなければならないのかなというのを改めて、一応私たちも自分たちのできる範囲でありますけれども、県としてもですね、できる限りその事業者さんも守っていく、それから利用者さんも守っていくということが重要であると思います。

昭和38年のこういう統制令がそのまま来ているということ自体が、本当にどうなのかというふうな国への働きかけも含めてですね、しっかりと守るべきものは守っていくという、ちょっと意識だけは、私たちも、当局のみならず方にもお持ちいただきたいという意見だけ申し上げさせていただきます。

【杉山委員】

市川議員が、介護、福祉という話をしていました。

私が、この協議会で3年か4年前コロナの関係もあったので、その前かもしれませんけれども、今担当が、生活衛生課が窓口であるけれども、助成の利子割だとかそんなことしかやってないのであれば、例えば、今お話のように福祉の関係、或いは先ほど梅沢議員が発言させていただいた、PTA、要は、教育関係、教育委員会、そういった各部局とのいわゆる企画調整的な会議の開催を提案したのですが、それは、5年前ぐらいの間で開催されましたか。過去に議事録に残っていると思うが確かに提案したと記憶している。

何か部局横断での浴場組合に対する、こういう打ち合わせの中で、相談といいますか会議を開かれたということはありませんか。

【大島生活衛生課長】

申し訳ありません。承知をしている範囲ではございません。

【杉山委員】

ではなければ今後、今も含めて、改めて、そういったことも含めてですね、様々な面から、どういう形で行政として、何か支援策ができるのかどうか。そのようなこともちょっと考えてください。

関連だと思いましたので発言しました。以上です。

【田中副会長】

お願いします。副会長を仰せつかった弁護士の田中です。

まず、物価統制令ですが、私が勘違いしていなければ、これは、勅令で、政令ではありません。大日本帝国憲法下の勅令なのです。昭和 21 年は戦後ですが、日本国憲法はまだ施行されていないので。日本国憲法は交付されたのが昭和 21 年の 11 月 3 日で、施行された昭和 22 年 5 月 3 日でこれが憲法記念日です。そのため大日本帝国憲法下の勅令が生きているという話です。

これは上限規制ですので、これは会長からもありましたけれども安くする自由競争はいくらでもできる。

そのため、物価統制令があるから、自由競争が働かなくて、高くなるということはないです。安い自由競争ができるけれども、現実にはそれができないということは、なぜかという

と、事業者さんがそんな余裕は到底ないからだと考えられます。

そのため、上限規制であるとともに、下限も規制しているかのように見えることになり

ます。このことは、弁護士なので、言っておこうと思ってお話をさせていただきました。

議論の本体の話でありますと、事業者さんには、生き残っていただかなければいけないわけですから、値上げはやむなしと思います。その反面、値上げ幅が、その 30 円でいいのかということには、疑問があつて、23 ページをご覧くださいなのですが、東京都が令和 5 年 7 月の改正で 520 円としています。ここで 530 円にすると、東京より高くなってしまいます。

例えば、安い給料で働く方の賃金を保障する最低賃金法の地域最低賃金を見ますと、東京よりも神奈川が 1 円安いんですね。東京は 1,113 円、神奈川が 1,112 円だと思います。東京よりも、最低賃金が安いのに、負担する公衆浴場料金は 10 円高いですよということは、それは政策として許されるのかというふうに思いました。

そこは、県が補助金を増やすなどして、せめて東京の水準にするのはいかがかと思いましたが、発言させていただきました。

【張会長】

それでは、一通り意見をいただいたのですが、先ほども発言させていただいたように、やはり見合うようになるのは 590 円です。530 円も赤字ですよ。先生がおっしゃったように、30 円は、その最低賃金が、東京都より神奈川県が低いのに、公衆浴場の料金は東京都より神奈川県が高いという、その考え方は理解できます。

ただし、皆さんもおっしゃったように、県からの支援であったり、そうすると補助金が必要になってきます。

それでいいのかなというのも一方であります。ただバランスの問題ですよ。そうすると、

こういうふうに、やはり値上げにしても、補助金を増やしても、結局収入増なんですよね。収入増は、それ以外に何かあるかと言いますと、入場者のパイチャートで15ページを見てみると、入浴者数の調査がございます。基本的に常連客が中心ですよね。そうすると、常連客は、どんどん年取っていきます。そこで、新しい客を作らないと、補助金出しているも維持できないのですよ。目的は維持です。

銭湯の皆さんがやっていけるように、維持することが重要ですので、こういうふうに補助金を県に出していただく。そして、入浴料金も若干増やしていく。

あとは、まだ入ってもらってない人たちに入ってもらおうというのは、次にやらなければいけない作業なのかなと、私は思っております。

例えば、基本的に常連客は、日本人であったり、高齢者であったりが多いのですが、そこから例えば子供や、最近でいうと、観光客が増えているので、外国人に逆に入っていただくとか、或いは、私は大学の教員をやらせてもらっていますが、そこに留学生がいたりします。そういうふうに大学に働きかけて、神奈川県も大学と施設等との繋がりがあつたりすると思いますので、県と相談しながら、留学生に入ってもらおうなど、そうするとそこから、最近の若い方は、ネットを非常にうまく使えますので、そこでいろいろ発信していただいて、地道にその辺の作業をいただく。そうすると徐々にそのバランスが良くなり、値上げしなくても、県からの補助金もそこそこもらってこうやっていただけるようなバランスよくなるような形になればと思い、10ページの資料を読ませていただきました。

それでは、意見の取りまとめをしたいと思います。

委員の皆様からのご意見の大勢が料金改定となっているようですので、もし異論がなければ、本協議会の意見としては30名の料金の引き上げとしたいと思います。

皆さん、よろしいでしょうか。

【田中副会長】

30円引き上げには異論がある。東京都より高くなることは許容できない。

1人ぐらい異論があってもいいのではないのでしょうか。

【安田委員】

田中委員はご存じないかもしれないが、東京都より高くなったことは過去にも何回かございます。

【田中副会長】

全国一高いということはないでしょう。

【安田委員】

何年前だったか失念しましたが、最初に、東京都より高くなった時、ものすごいマスコミ

で取り上げました。ですが、2回目に超えたときにはほとんど取り上げられなかった。ニュースバリューがないのではないかと思います。

【張会長】

そのときの記録はありますか。

【事務局】

安田委員がおっしゃった通り過去に神奈川県が東京を含め全国一番の料金体系になったことは、過去にもございます。

直近ですと、令和2年9月1日に、今、神奈川県は500円ですが、490円に値上げをしたときは、東京が480円でしたが、それを上回る20円の値上げをして、全国1位になったということがございます。

その前にもございますので、料金のその妥当性はともかくとして、過去にも、一番になったことがあるということだけは申し上げさせていただきたいと思います。

【大山委員】

23ページの資料の東京は、今年度の引き上げを終えて、この価格ということによろしいか。

【事務局】

そうですね。7月1日に改定されております。

【安田委員】

全員の合意があった上で、530円ということで、田中委員いかがでしょうか。

【田中副会長】

この協議会は、そもそも決定権があるわけではなく、意見を聞かれるものですよね。だから意見は異論があったところで全然問題ないと思います。

あとは知事がどう判断するかだと思います。

【張会長】

統一した方が良いでしょうか。或いは、異論があったという形でもよいのかというところをお伺いしたい。

【大島生活衛生課長】

少し皆さんに議論の中で、そういう色々な意見が出るのは当然なのかなと思うのですけ

れども、一応最終的には協議会の意見という形で取りまとめていただければと考えます。

【張会長】

組合の方から何かございますか。

【安田委員】

過去のこの協議会で、賛成や反対というか、反対に変えたとか、そういうような記録を、残してあるのかどうか、それとも、過去は全部賛成だったのかについて、事務局にお尋ねしたい。

【事務局】

コロナ禍において、令和2年に1度書面開催という形で開催をさせていただいたケースがございます。

その時には、委員の皆様個別に書面で賛否をとらせていただいて、その時には値上げの要望に対しての、反対の意見もいくつかございましたが、最終的には会として、値上げという形で取りまとめをしていただいて、結論を出していただいたというケースもございます。ですから、意見としてはいろいろなご意見があってもいいのですが、最終的にこの会としてはどういう形で、取りまとめをするかということろまで、お話をいただけると大変ありがたいと思います。

【田中副会長】

会としての意思決定というのはどうするのですか。多数決ですか。

【張会長】

多数決という形で答えを取ったことはないと思いますが、事務局の方はどう認識していますか。

【事務局】

多数決という形では取っていただいたことはございません。

【張会長】

意見として、出さなければならないと。

【田中副会長】

協議する協議会ですよね。設置要綱が資料の29ページ30ページにあります。設置要綱からしても協議をするための協議会ですよね。

協議通りの状況をそのまま、知事が受けとめればいいということで、ここで（意見の）一致をする必要はないと思います。

【張会長】

私が、就任して4年目か5年目なのですが、初めての状況でございまして、失礼しました。事務局の方からいかがでしょうか。

【大島生活衛生課長】

今のご議論をご意見としていただいて、あとは事務局の方で、まとめまして、最終的な判断を知事にさせていただくということによろしいでしょうか。

【梅沢委員】

この協議会は、1つの結論を出さないといけないのですか、それとも知事にそういう意見もありましたよ、これが大勢ですけどもこのような意見もありますよという報告もできるのか、そのことが当局として定まっていなくて答えが出ませんよ。

【生活衛生課長】

これまで、まとめた形でご意見をいただいております。しかしながら、確かに田中委員のおっしゃる通り、この要綱の中で、そこまで明確に求めているものではないので、議論として、このような意見がありましたということを協議会の意見としていただく形になります。

【張会長】

それでは、言い方としては、意見の大勢が料金の改定となっておりますので、本協議会の意見としては、30円の料金引き上げをしたいと思います。このような言い方でよろしいでしょうか。

【大島生活衛生課長】

そうしていただければ幸いです。

【張会長】

それでは、皆様の意見としまして、料金改定となっている。そのため、協議会の意見としては、30円の料金の引き上げとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【田中副会長】

それで異論ないです。それは大勢が料金の30円値上げなので。

【杉山委員】

私の意見も入れておいてほしい。

【大山委員】

今の杉山先生のご意見と張先生のご意見で思ったのですが、今の利用者数じゃ補助が入ったところで先細りということで、杉山議員がかつて提案されたことに近いかもしれませんが東京都が、健康増進型公衆浴場改築支援というものをやっているのですよ、ミニデイサービスとって。知事が好きそうなんです、未病、健康増進事業などが実施できる場の提供やバリアフリー化を行い、高齢社会への対応を図るなど、地域貢献度の高い浴場として施設を運営する浴場に対して、改築の支援とかをやっているんですね。

せっかくこの協議会でそういうご提案があったのだから、その具体化をはかっていただきたいというリクエストを加えさせていただきます。

【張会長】

私の記憶が正しければ、昔、スタンプラリーとか神奈川県でやりましたよね。クーポン配ったりとか。

【安田委員】

やっておりました。今もやっております。

【田中副会長】

今も入浴券が、10枚セットで、料金がちょっと安いようなものを行っていますよね。それを利用してこのあいだ行きました。経営の努力をされていることは間違いないと思います。

【安田委員】

今、入浴料金は、500円ですが、入浴券は4,700円なものですから、毎日や週3回行きたいとなると、その回数券を利用します。500円といっても470円になります。

今度、530円になりますと、入浴券というのは、500円で入れるということになります。そのため、530円って言っても、値段が上がってない状況です。

【杉山委員】

それ全部組合さんの負担ですよ。

【安田委員】

はい。

【張会長】

そうすると、やはり今委員の皆様からいただいた意見のとおり、県と、もう少し観光とかそういう部署と、コミュニケーションをとりながら、そういうキャンペーンを行ったり、そういうことができればなと思います。

そうすると、徐々に、目的は、維持ですので自立できるようにすることが一番いいこと、我々が目指している理想像だと思いますので、そうすると、ぜひ県も、もう皆さんも営業者さんとコミュニケーションを取り、いろいろアイデアを出し合いながら、今日も結構いろいろ良いアイデアが出ましたので、すり合わせしてできるところからやっていきましょう。

では5年度神奈川県公衆入浴料金等協議会では、統制金額を30円引上げとの意見と取りまとめをさせていただきます。

【委員一同】

異議なし。

【張会長】

議題の(2)その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

【大島生活衛生課長】

事務局からは特にございません。

【張会長】

特にないとのことですが、組合の方はいかがですが。

【安田委員】

ちょっと要望ですが、よろしいですか。

【張会長】

ご説明をお願いします。

【安田委員】

令和5年度の5月の時、コロナの規制も緩和されてきましたので、どうか施設整備の方、以前のような金額に戻していただければと思います。以上です。

【張会長】

ありがとうございます。ただいま組合から説明がありました。ご意見、ご質問ありましたら、ご発言をお願いします。

【委員一同】

なし

【張会長】

ありがとうございます。

白熱した議論ありがとうございます。議論は尽きませんがそろそろ、お時間がまいりました。

本日は、熱心にご協議いただきましてありがとうございます。

これにて令和5年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を終了とさせていただきます。最後になりますが、いつも委員の皆様をお願いしております。

来年度、協議会を開催するまで、皆さんぜひ1回と言わず、2回も3回も銭湯に行っていただけだと思います。これが銭湯の皆様への最大の支援と私は思っておりますので、よろしくをお願いします。それでは事務局に進行をお返ししたいと思います。

よろしくをお願いします。

【大島生活衛生課長】

張会長、円滑な議事の進行ありがとうございました。

また、皆様におかれましても、大変ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見に基づき、事務局で手続きを進めさせていただきます。

それではこれもちまして、本日の神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会は、閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以上